

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第2条 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略] (4) 条例第18条第3項第4号の業務 <u>3,900円</u> (5) [略]	(教員特殊業務手当) 第2条 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める額は、従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略] (4) 条例第18条第3項第4号の業務 <u>2,700円</u> (5) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。